

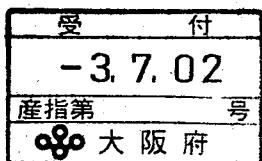
様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2021年6月30日

大阪府 殿



提出者

住 所 大阪府門真市上野口町1-1

氏 名 株式会社天辻鋼球製作所

取締役社長 篠本 正美

電話番号 06-6908-2261

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	AKS・本社工場
事業場の所在地	大阪府門真市上野口町1-1
計画期間	2021年4月1日 ~ 2022年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	金属製品製造業
②事業の規模	15,451,270,000円
③従業員数	532名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1参照

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図) 別紙2参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（2020年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	排 出 量	651.64 t	360.92 t
(これまでに実施した取組) 産業廃棄物全般の総排出量の2%削減（2019年度実績） 分別の徹底			
①現状	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	排 出 量	638.60 t	353.70 t
(今後実施する予定の取組) 産業廃棄物全般の総排出量の2%削減 分別の徹底 繼続実施			
②計画			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 8種類 保管場所のリスト化及び教育	
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 8種類 教育の継続実施	
②計画		

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず	金属くず
117.05 t	36.51 t	24.78 t	0.87 t

②計画

廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず	金属くず
114.70 t	35.77 t	24.28 t	0.85 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

ガラスくず等	(水銀製品) 蛍光灯		
16.27 t	0.16 t	t	t

②計画

ガラスくず等	(水銀製品) 蛍光灯		
15.94 t	0.15 t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度(年度) 実績】			
①現状	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度(年度) 実績】			
①現状	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度(年度) 実績】	
①現状	産業廃棄物の種類
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量 t t
(これまでに実施した取組)	
【目標】	
②計画	産業廃棄物の種類
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量 t t
(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度(2020年度) 実績】	
①現状	産業廃棄物の種類 汚泥 廃油
	全処理委託量 651.64 t 360.92 t
	優良認定処理業者への処理委託量 651.64 t 360.92 t
	再生利用業者への処理委託量 t t
	認定熱回収業者への処理委託量 t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者 t t
(これまでに実施した取組) 産業廃棄物の分別に関するリスト化及び教育	

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず	金属くず
117.05 t	36.51 t	24.78 t	0.87 t
117.05 t	36.51 t	24.78 t	0.87 t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

ガラスくず等	(水銀製品) 蛍光灯		
16.27 t	0.16 t	t	t
16.27 t	0.16 t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

		【目標】			
		産業廃棄物の種類		汚泥	廃油
		全処理委託量		638.60 t	353.70 t
		優良認定処理業者への処理委託量		t	t
		再生利用業者への処理委託量		t	t
		認定熱回収業者への処理委託量		t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者		t	t
		(今後実施する予定の取組) 教育の継続実施 (主に分別に関する事項やその他環境に関する事項)			
※事務処理欄					

②計画

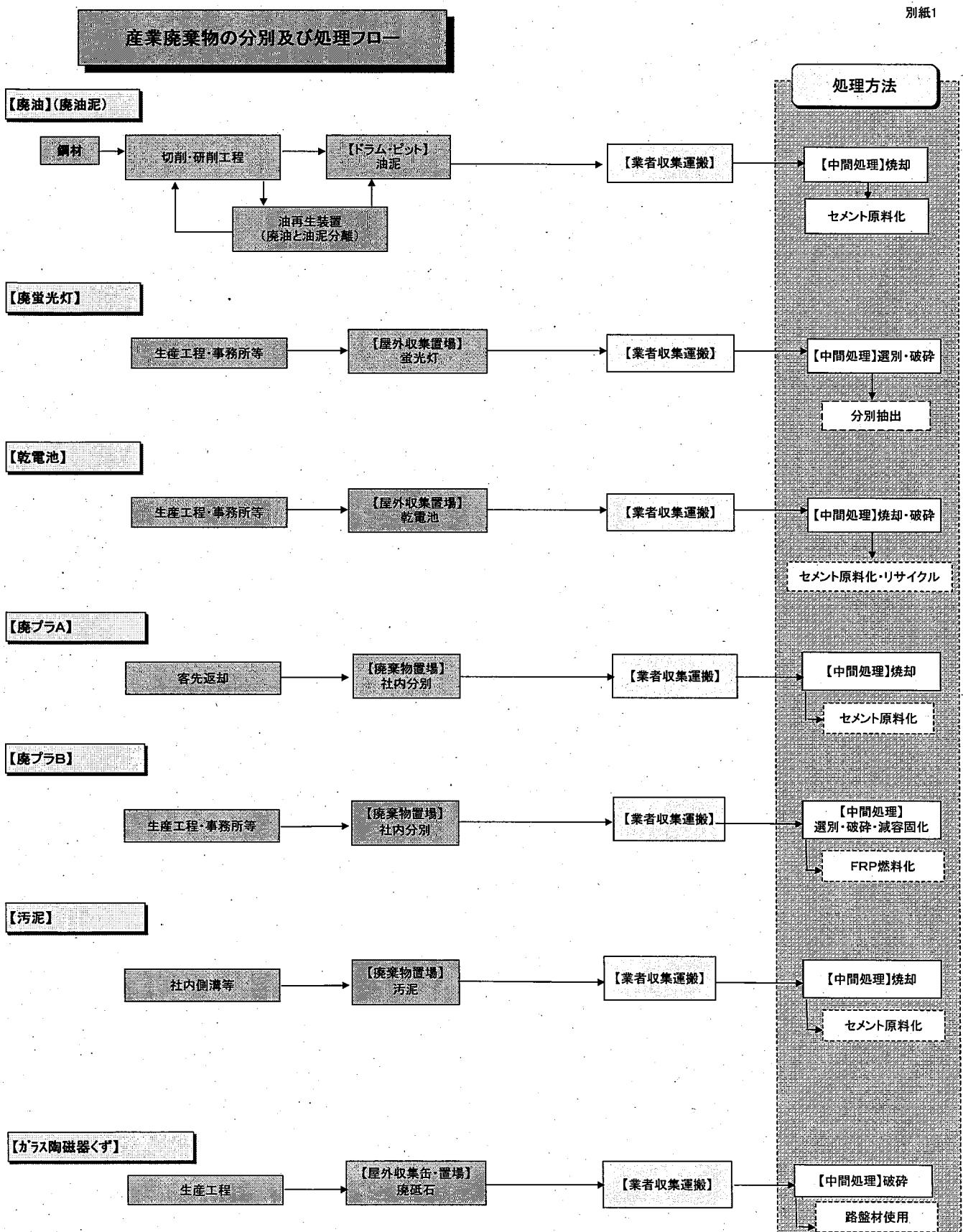
廃アルカリ		廃プラスチック類		木くず		金属くず	
114.70	t	35.77	t	24.28	t	0.85	t
	t		t		t		t
	t		t		t		t
	t		t		t		t
	t		t		t		t

②計画

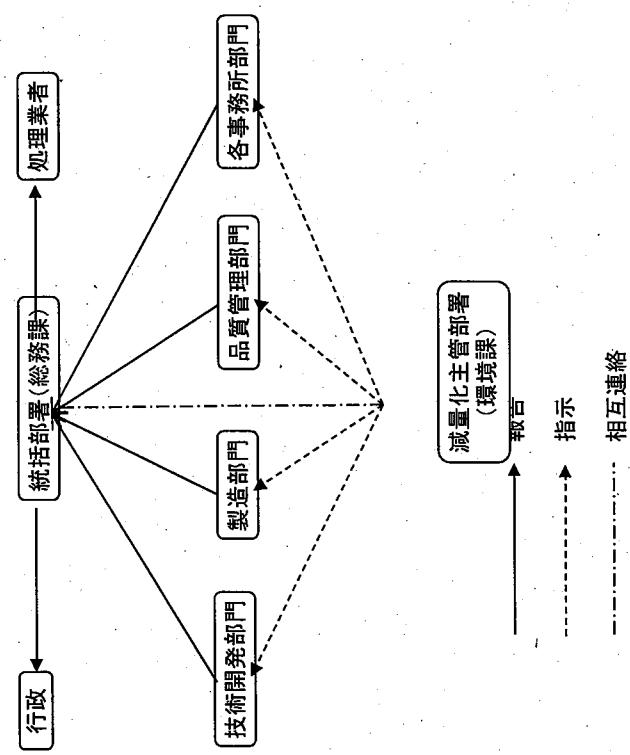
ガラスくず等		(水銀製品) 蛍光灯			
15.94	t	0.15	t	t	t
	t		t	t	t
	t		t	t	t
	t		t	t	t
	t		t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。



天辻鋼球製作所 社内組織図及び各部署の役割



別紙2

部署	役割
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の発生工程・種類ごとの発生量、排出量のチェック及び集計 ・處理施設(事業所外)の定期的査察 ・行政に対する報告 ・處理業者委託契約、委託量、マニフェストの管理 ・各部署間の調整及び指示 ・保管場所の保管量の把握 ・製造工程における使用油等の研究開発 ・製造工程の研究開発 ・上記研究開発における発生廃棄物を総務課へ報告・処理依頼
技術開発部門	<ul style="list-style-type: none"> ・各現場の施設の維持管理点検 ・産業廃棄物発生状況の把握・管理 ・産業廃棄物の処理を総務課へ依頼
製造部門	<ul style="list-style-type: none"> ・製品の品質管理 ・製品の検査 ・上記に伴う廃棄物を総務課へ報告・処理依頼
品質管理部門	<ul style="list-style-type: none"> ・委託料金の支払い等
各事務所部門	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物収集運搬及び処理について適正な業者の選定 ・廃棄物の資源化について処理業者の選定 ・廃棄物の適正な管理について各部署へ指示 ・社内啓蒙活動(環境教育)資料の作成と伝達
環境課	